

行政訴訟に関する外国事情調査結果一覧表 (抜粋 - 原告適格関係)

	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス (イングランド・ウェール)	EU (ECに限る)
原告適格					
制定法令上の定め	<p>20世紀前半の連邦最高裁は、「法的権利の侵害」を受けた者へのみ、原告適格があるとしていた。時折、一定の競業者にも拡大することもあった。APAはその時期に立法されたもの(702条)。当時の判例の様子をよく表すが、積極的な立法意図はない。その後の判例につき下記 参照</p>	<p>行政裁判法典上、訴えの利益に関する条文はない。 法典R411-1に定められた「請求」を成り立たせる要素として、受理要件としての原告適格 訴えの利益について解釈論上議論</p>	<p>行政裁判所法42条2項により、法律に別段の定めがない限り、行政行為、又は行政行為の拒否あるいは不作為により権利を侵害されている旨を原告が主張する場合にのみ、訴えは許容される</p>	<p>法律上(法31条3項)、原告適格は、「十分な利益」を有するものと定められている。その解釈は、判例によって具体化され、原告適格と本案は完全には分離される問題ではないとされ、かかわる権限または義務の性質、主張されている違反、請求の主題を考慮して、原告適格の有無が判断される</p>	<p>取消訴訟の原告適格； 特権的原告適格(つねに適格がある)委員会、理事会、構成国、準特権的原告適格(自らの特権を擁護する限りで適格)欧州議会[ニース条約で特権的に変更される]、会計検査院、ECB、その他の原告適格(直接かつ個人的)に關係する限りで適格) : 自然人 法人 (EC条約230条) 不作為違法確認訴訟の原告適格； 特権的原告適格 委員会、理事会、欧州議会、構成国、ECB、その他の原告適格：(なされるべき行為の名宛人たる) 自然人 法人 (EC条約232条)</p>

行政訴訟に関する外国事情調査結果一覧表 (抜粋 - 原告適格関係)

	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス (イングランド・ウェールズ)	EU (ECに限る)
原告適格の認められる範囲	<p>1970年に連邦最高裁は、正面から判例変更し、原告適格の判定は、「事実としての損害」(injury in fact)を受けているかどうか、および、「法律上保護された利益の範囲内(zone of interest)と主張する余地がある」かどうかで判定</p> <p>は、原告が、争われている政府の行為によって (因果関係)、経済的か非経済的損害かを問わず事実としての損害を被る者であり(損害の存否)、かつ勝訴判決によってその損害が救われること(救済可能性)。損害は、財産的損害のみならず、美的、環境保全的、またはレクリエーション上の「事実上の損害」を含むが、知的関心をもつだけでは足りない。のテストは「原告が保護を求める利益が、制定法または憲法によって保護されまたは規制されているような利益の範囲内に入っていると主張する余地がある」ことで十分</p> <p>このテストは、司法権の事件または争い」の要件、あるいは「ジャスティシアビリティ」の法理の現れ。すなわち、司法権の最大外延に含まれているかを見るためのinjury in factのテスト()とその枠内での司法政策的縮減としてのzone of interestと主張する余地があるかのテスト()である</p> <p>いわゆる市民訴訟規定は、zone of interestに関する司法裁判所の政策的な判断につき、法律が介入しこれを縮減してはならないとの意味</p> <p>連邦最高裁は、納税者としての資格で提訴する訴訟について、司法審査訴訟と捉えて、原告の納税額にかかる「事実上の損害」が無いとしてこれを否定(例外的に原告適格を認めたのは、憲法問題にかかわる1件のみ)</p> <p>環境団体や事業者団体が原告となって訴える例がきわ</p>	<p>原告適格は、判例法上の問題 訴えの利益の一般的テスト A 利益は精神的なもので可、B 利益は集団的なもので可、C 利益は現実的なものでない不可</p> <p>さらに、個々の越権訴訟で「直接的かつ個人的利益」に該当するかのテストあり</p> <p>多段階のテストがあるが、現実には、訴訟実務が蓄積され、判例法のリベラリズムと相まって、訴えの利益は極めて広範に認められる</p> <p>非営利団体・組合等につき、集団的利益を極めて柔軟に認める</p> <p>都市計画の領域では、利益につき一定の制限をしようとする方向。判例は、建築許可等を争う場合に、当該建築物と原告との「近接性」をテストし、団体の利益についても、団体の目的と当該建築物との関係性につきテストがなされる</p> <p>納税者の資格で、財務会計上の決定の取消しを争う場合について、判例法は、市町村、県、植民地の納税者の訴えの利益を肯定したが、国の納税者の資格では訴えの利益を否定。これは、広範に分担された利益」であり、係争措置の特定性も低く、民衆訴訟と同視されるものとして、訴えの利益が否定されるもの</p>	<p>行政作用による私人の権利侵害を、ドイツの判例は、当該行政作用に適用される法規範が当該私人の個別的利益を(も)保護する場合に認めている(「保護規範説」)</p> <p>民事法上の権利として保護されていない利益も、行政法規が保護していると解釈できれば、「公権」として行政裁判による保護を受ける</p> <p>ドイツでは、特に環境法や競業者訴訟の分野において、ヨーロッパ法や条約(環境法に関するオルフス条約)により、原告適格の拡張が法的に必要となっている。法的に必要とは言えない場合も、他のヨーロッパ諸国に比べて、ドイツの行政訴訟における原告適格が狭隘なことが際立つ結果になっており、ドイツ法はハーモナイゼーションの圧力を受けている</p> <p>納税者訴訟について、ドイツには認める判例も法律もなく、本格的な議論もない。</p> <p>団体訴訟についても、多くの州の自然保護法が自然保護団体の出訴を認めるに留まっていた。ただし、2002年に連邦自然保護法が改正され、連邦の行政機関の措置に対しても、実体法上の問題を争う団体訴訟が認められることとなった。訴訟を提起できるのは、行政庁に承認された団体であるが、法律の定める承認の要件を満たす自然保護団体は、承認を求める「権利」を有し、承認を求める訴訟を提起できる</p>	<p>原告適格はかなり緩やかに判断されてきており、まず、個人については、「事実上の不利益」を有するものについて原告適格が承認されてきている</p> <p>団体については、請求に個人の利益をもつ者が年齢や健康状態のような理由で司法審査を利用できない理由がある場合その者に代理して訴訟を提起すること、請求に個人の利益をもつ者のグループを代表して訴訟を提起すること、特定の個人に具体的不利益が存在しているわけではないにもかかわらず、公益を代表して訴訟を提起することが認められる。特に、注目されているのは、最後の「公益訴訟」の類型であり、個人が原告となる場合にも認められないわけではないが、団体による場合の方が原告適格が認められやすいようである。法人格を有しない団体の原告適格も認められている</p> <p>上記のような原告適格の拡大は、従来の公益訴訟としての「リレーター(relator)訴訟が中央政府を訴えようとする場合には法務総裁の同意を得られないために機能しない中で、司法審査の利用可能性を拡大するもの</p> <p>納税者訴訟について、原告適格を認めるものもあり、競業者が他の企業の不適切に低い課税を争うこととの原告適格を認めるものや、競業者ではなく、「一人の公共精神のある納税者」として、単に納税者で有権者である資格でもって原告適格を認めるものもある。ただし、このことは、「納税者で有権者」でありさえすれば、原告適格を認められるということの意味するわけではなく、原告適格と本案は完全には分離される問題ではないことを前提</p>	<p>一般的行為(その行為の法的効果が及ぶ人の集合が開かれてい)る)の効力をつねに争えるのは、委員会、理事会、構成国で、その効力を争うことが自らの特権を擁護する上で必要といえる場合は、欧州議会、会計検査院、ECBIにも原告適格あり。自然人・法人は原則として一般的行為の効力を直接に争うことは不可</p> <p>自然人・法人はあくまでも個別的行為(その者に「直接かつ個人的に關係する」決定)の効力につき、直接に取消訴訟を提起できる。問題とされるEC機関の行為が原告本人との関係で(法形式の名称ではなく)実質において個別的行為(実質的な意味の「決定」)といえる場合に、自然人・法人の原告適格が認められ、原告に宛てられた決定、第三者に宛てられた決定であるが、原告に「直接かつ個人的に關係する」決定、規則の形式をとってはいるが、原告に「直接かつ個人的に關係する」決定、を争う適格をもつ(EC条約230条4段)</p> <p>(イ)「直接に關係する」とは、取消対象の行為が、中間に第三者の裁量判断などを介在せず、直接の因果関係をもって原告に法的効果を及ぼすこと。(ロ)「個人的に關係する」という要件につき、EC裁判所は1963年に「当該決定が、その個人に特有の属性から、あるいは他の者からその個人を区別する事情があるため、名宛人同様に個人的に区別されるといえる場合」に限られると解釈し、現在もその解釈を変えず</p> <p>団体訴権につき、自然人・法人の原告適格が特定の法分野を除き厳格に制限されているため、現状では、団体の原告適格が認められる例は少ないが、徐々に認める例が増えてきた(EC文書へのアクセス)</p>

行政訴訟に関する外国事情調査結果一覧表 (抜粋 - 原告適格関係)

	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス (イングランド・ウェール)	EU (ECに限る)
我が国との対比	日本の原告適格の認め方は、アメリカ連邦最高裁の20世紀前半の判断枠組み(法的権利侵害)と類似。日本の原告適格論の背景には、主観訴訟と客観訴訟という、アメリカには存在しない区別がある。また、前者で著しく原告適格を制限しておきながら、後者を(司法権の範囲外に置くことによって)乱訴の気配があってもすべて認容するという両極端の運用になっていることが特徴	日本と比べ、原告適格に関する判例法の柔軟性(リベラリズム)がフランス行政裁判制度の最も重要な特質のひとつ	保護規範説の一般論としては、日本で判例が行訴法9条の「法律上の利益」を判断する際に用いる基準と同様	法律上の原告適格の定めが一般的・抽象的である点は日本と共通しているが、原告適格の認められる範囲については、上記のとおりイギリスの方がかなり広く、特に、団体の原告適格や納税者としての原告適格が認められることがある点は異なっている	自然人・法人の原告適格が認められる範囲については、我が国よりも厳格な基準によっているとの印象であるが、諸機関に特権的原告適格・準特権的原告適格が認められること、法分野によっては寛大な判断をしていること、構成国の国内裁判所で争い得る場合もあることなどを考慮する必要がある
判例5(主婦連ジュース訴訟) 判例6(近鉄特急) 判例7(原子炉設置許可) 判例8(開発許可) 判例9(風俗営業許可処分) 判例10(墓地経営許可処分)のあてはめ	以下については、いずれも、「法律上保護された利益と主張しうる余地」も満たすと思われる 判例5は、公取委の行為によって(因果関係)、少なくとも消費者団体の構成員が、一消費者として、特定の商品を正しく理解して購入することができないおそれがあるという損害を主張することで、原告適格を認めうる 判例6は、料金認可によって、消費者としての利用者の購入価格は確実に上がる以上、事実としての損害」は認められる 判例7は、原子炉事故による財産損害の生じる者(付近住民など)のほか、付近の湖など自然環境が汚染されるとそこを利用している人、またはそこを活動拠点とする環境保護団体も、事実上の損害」を被る。他方、抽象的に原子炉行政に関心を持つ者には、事実上の損害」は認められない 判例8、財産身体損害を被りうる者のほか、実際に森林を訪れ、それを享受することが確実な者や、そこを拠点とする環境団体にも、事実上の損害」が認められる 判例9は、付近住民の居住環境(地価下落を含む)や事業活動に経済的、非経済的損害が生じることが確認されるならば、認められる	判例5 消費者団体につき原告適格は認められる 判例6 : 利用者の原告適格は認められる 判例7 : 原告適格は認められる 判例8 : 周辺住民の原告適格は認められる 判例9 : フランスでは、「近接性」の問題となる。地域環境保全等に関する非営利団体を結成すれば、原告適格が認められる可能性が広がる 判例10 : 「近接性」の問題となる	判例5 原告適格を否定か。もっとも、ドイツの不正競争防止法、カルテル法、約款法等は、同業者団体や消費者団体が民事法上の差止め等を請求する団体訴訟を認めている 判例6 判例6と同様の理由から、公共料金の値上げ認可等を利用者が争う原告適格を否定 判例7・8:公共の安全の維持を目的として事業等を規制する制度において、事業等の許認可により直接危険に晒されることになる者には、許認可の取消訴訟の原告適格が認められ、この点は日独の判例に共通。ただ、財産を保護利益から除く判例は、ドイツの連邦行政裁判所に関し発見できず 判例9 風俗営業関係法令と都市計画関係法令を併せて根拠にし、周辺住民が「住居集合地域」の「良好な風俗環境」の維持を求める利益を原告適格の基礎にすることが考えられる 判例10 : 当該事案で原告が受ける不利益を考慮しないと、行政庁が裁量権を逸脱することになる場合には、「法的に保護された自己の利益を適正に衡量することを求める権利」が原告に認められる	判例5、6、7、8、9、10について、判例5のケースは、公益訴訟に関する団体の原告適格が緩やかに認められる傾向に照らし、主婦連という団体の評価と表示制度の重大性が認められれば、原告適格が認められる可能性があると思われる。個人の場合にも、事実上の不利益の存在や争う対象の重大性に照らして原告適格が認められることから、その他の場合にも原告適格が認められると考えられる	